

第 2 期館林市子ども・子育て支援事業計画骨子

案

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、急激な少子化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく、日々変化し続けています。

このような状況の中、国や地域を挙げて、「社会全体で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成 27 年 4 月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、新制度に基づき「館林市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

また、全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、第 1 期計画を見直すとともに、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第 2 期館林市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき策定される計画であるとともに、館林市における最上位計画である「たてばやし市民計画 2020／館林市第五次総合計画」の将来都市像である「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」を具体的に実現する計画として位置づけます。

また、この計画については、次に掲げる計画と整合性を図りながら策定します。

- ・館林市第三次地域福祉計画
- ・第三次館林市障がい者計画
- ・館林市健康づくり計画 健康たてばやし 2 1
- ・たてばやし男女共同参画プラン V

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第 1 期計画					第 2 期計画				

4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条に規定する館林市子ども・子育て会議を中心とした審議や平成 31 年 1 月に実施した子ども・子育てに関する状況や意向等のニーズ調査を踏まえ、策定します。

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として平成 31 年 1 月に実施しました。

(2) 館林市子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第 77 条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議します。

(3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、意見を収集します。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

- (1) 総人口及び年齢3区分別人口
- (2) 自然動態
- (3) 社会動態
- (4) 世帯数
- (5) 世帯類型

2 婚姻・出産等の状況

- (1) 婚姻・離婚
- (2) 未婚率
- (3) 母親の年齢別出生数
- (4) 合計特殊出生率
- (5) 児童数
- (6) 推計児童数

3 就業の状況

- (1) 就業者数
- (2) 年齢別労働力率

4 ニーズ調査の概要及び結果について

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期計画では、未来の子どもに願う姿が現実となるよう、第1期計画「安心して子どもと親が笑顔でいきいき育つまち」の理念を踏まえ、新たな基本理念を掲げます。

子育てを社会全体で支えあい、 安心して元気な子どもと親が育つ 里沼のまち

「里沼」という、自然や歴史、文化など館林市の特性を活かし、次代を担う子どもが明るく元気よく、健やかに成長していく環境を整えることが本市の目指すところ です。そのためには、乳児期においては愛着形成により情緒の安定や他者への信頼感を育み、幼児期においては基本的な生きる力を身に付け、学童期には心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、自己肯定感をもって笑顔で生まれるような環境を整えていく必要があります。

子育ては子どもに限りなく愛情を注ぎ、成長する子どもとともに親として成長する喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

子育て支援は、保護者に対して単に育児の肩代わりをするものではなく、仕事と子育ての調和が図られ、子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要です。そのためには、子育ての責任と負担を親だけが背負い込むことのないよう、行政のみならず、地域住民、事業主など、社会全体で子育てを支えていくことが求められます。

さらに、子どもの最善の利益を実現する観点から、必要な場合には、健やかな育ちが保障されるための社会的養護なども必要となります。

子どもの最善の利益の実現を第一に考える中で、地域社会が子育て家庭に寄り添い、各家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることなどを通じて、すべての保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整え、すべての子育て家庭の多様な「希望」がかなえられるようなまちづくりを目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

また、3つの基本目標を設定し、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 すべての子育て家庭を支える

すべての子育て家庭のために、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) 子どもの未来をつなぐ支援
- (3) ひとり親家庭に対する支援
- (4) 子育てに対する経済的支援

基本目標2 人権、いのち、健康を守る

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実を通じた育児支援を推進します。

また、子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- (1) 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援
- (2) 児童虐待防止対策の推進
- (3) 障がい児やその保護者に対する支援

基本目標3 安心して子育てができる生活環境を確保する

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- (1) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- (2) 子どもの安全のための支援

第4章 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援新制度のもとで市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本項では、これらの事業計画について示します。

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。



1 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本市では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、提供区域を基本的には市全体1区域と設定します。

■本市の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢			教育・保育提供区域
子ども・子育て支援給付	1号認定・新1号認定	3～5歳	市全体を1つの区域
	2号認定・新2号認定	3～5歳	
	3号認定・新3号認定	0歳、1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	0～5歳、 1～6年生	
	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	0～18歳、 保護者、妊婦	
	子育て短期支援事業	0～5歳、 1～3年生	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 1～6年生	
	一時預かり事業		
	・幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳	
病児保育事業	0～5歳、 1～3年生		
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1～6年生		

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

新制度では、教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

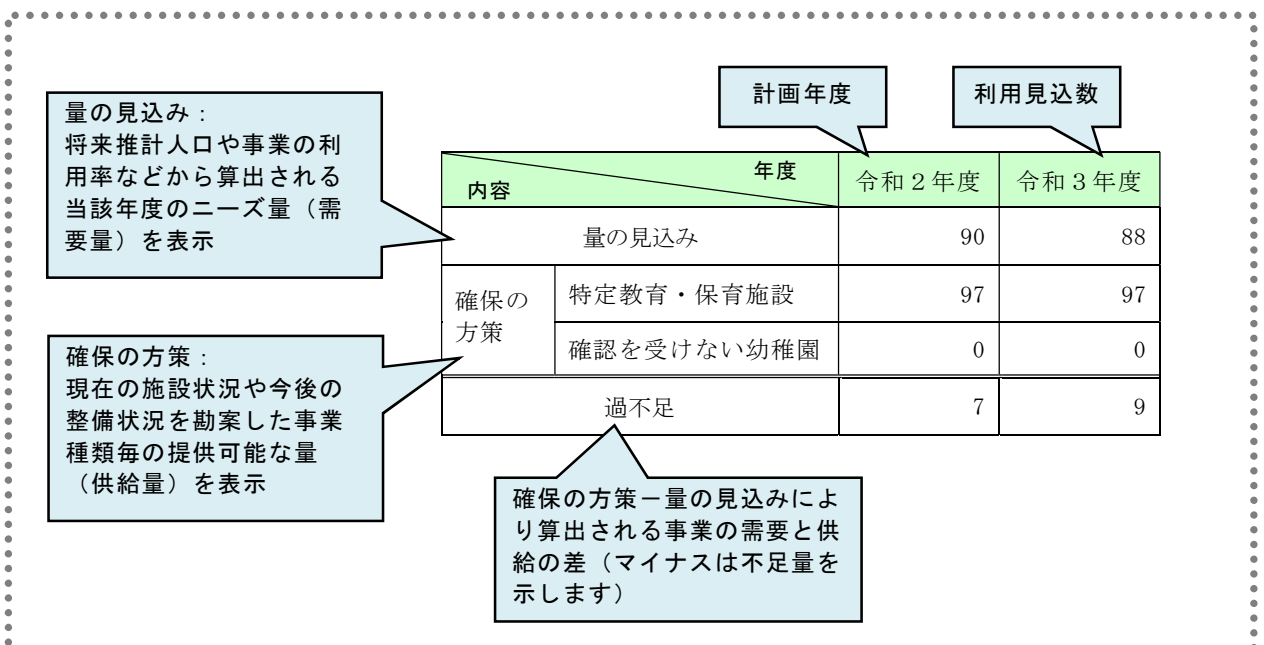
また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設および事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) 新1号認定	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育園 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定)	
		1号認定+新2・3号認定	幼稚園 認定こども園
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育園 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

■教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策の見方



(1) 認定こども園及び幼稚園（1号認定）

【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育園と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は新制度の施設型給付及び確認を受けない幼稚園（現行の私学助成を継続）の2種類となります。

【現状】

本市では、認定こども園2か所、幼稚園6か所において、保育・教育の一体的な提供を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	639	621	563	497	422
確保方策	1,070	1,060	1,060	945	640
特定教育・ 保育施設	910	900	900	945	640
確認を受け ない幼稚園	160	160	160	—	—
過不足	431	439	497	448	218

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の幼稚園等により必要な事業量は確保できる見込みです。

幼児教育の希望が強い2号認定については、特例施設型給付により標準時間の教育を提供することとし、そのために必要な事業量は市内の幼稚園等により確保できる見込みです。さらに、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業（預かり保育）の提供体制の確保を図ります。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	476	470	450	441	438
確保方策	665	665	665	665	665
特定教育・ 保育施設	—	—	—	—	—
確認を受け ない幼稚園	—	—	—	—	—
過不足	189	195	215	224	227

(2) 認定こども園及び認可保育園、認可外保育施設（2号認定）

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。なお、「特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）」、「認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）」の2事業があります。

【現状】

本市では、認可保育園14か所、認定こども園2か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	1,113	1,106	1,077	1,100	1,058
確保方策	1,023	1,033	1,033	1,033	1,073
特定教育・保育施設	1,023	1,033	1,033	1,033	1,073
認可外保育施設	—	—	—	—	—
過不足	▲90	▲73	▲44	▲67	15

【量の見込みと確保方策】

市内保育園等の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用定員総数)	1,036	1,006	950	918	901
確保方策	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038
特定教育・保育施設	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—
過不足	2	32	88	120	137

(3) 認定こども園及び認可保育園、特定地域型保育事業、認可外保育所 (3号認定)

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。なお、特定地域型保育事業は0～2歳児までを対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

【現状】

本市では、認可保育園14か所、認定こども園2か所において、家庭で保育のできない子どもの保育を実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	715	702	695	677	608
確保方策	697	697	697	697	697
特定教育・ 保育施設	697	697	697	697	697
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	—	—	—	—	—
過不足	▲18	▲5	2	20	89

【量の見込みと確保方策】

市内保育園等の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を設定しました。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (必要利用 定員総数)	620	1,070	625	631	635
確保方策	692	692	692	692	692
特定教育・ 保育施設	—	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	—	—	—	—	—
過不足	72	77	67	61	57

(1) 幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園や保育園から認定こども園へ移行するに当たり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

(2) 市が行う支援

認定こども園、幼稚園及び保育園が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うと共に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で求められている質の高い教育・保育や多様なニーズへの対応、子育て支援等のサービスに対応できるような研修を推進します。

(3) 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、子どもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

より質の高い教育・保育の提供を図るため、多様で柔軟な保育サービスの提供ができる「民間活力の導入」を検討します。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育園及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
①	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	0～5歳、 1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業	0～2歳
③	妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師・保健師・看護師・母子保健推進員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業	出生時など
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業	0～18歳、 保護者、妊婦
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の専門性向上及び連携強化事業	0～18歳、 保護者、妊婦
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	0～5歳、 1～3年生
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	0～5歳、 1～6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3～5歳
		保育園その他の場所での一時預かり	0～5歳
⑨	延長保育事業（時間外保育事業）	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業	0～5歳
⑩	病児保育事業	児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、 1～3年生

■ 地域子ども・子育て支援事業

事業		事業内容	対象年齢等
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	1～6年生
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	保護者
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下のとおりです。

（１）利用者支援事業

子ども及びその保護者または妊婦が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

市内1か所で実施しています。

(単位：か所)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

引き続き、「母子保健型」1か所で、必要な事業量の確保を図ります。

(単位：か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【現状】

市内4か所の保育園のほか、認定こども園等において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

(単位：人回/年、か所)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	2,117	2,268	2,053	2,092	—
実施か所数	4	5	5	5	5

【量の見込みと確保方策】

確保方策等については、今後も市内の保育園や認定こども園等との連携により、必要な事業量の確保を図ります。

(単位：人回/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
確保方策	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
か所数	5	5	5	5	5

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、母子健康手帳交付時に定期的に健診を受けるよう促しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	6,454	6,198	5,612	5,501	5,300
確保方策	実施場所：県内医療機関（群馬県医師会に委託） 助産所及び県外委託医療機関 実施体制：妊娠届出時に 1 人あたり 1 4 回分の受診票を交付し、健診受診時に医療機関に提出し健診を実施 検査項目：県内統一の妊婦健康診査の内容に準じる				

【量の見込みと確保方策】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、母子健康手帳交付時に定期的に健診を受けるよう促してまいります。今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、引き続き県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	5,200	5,100	5,000	4,900	4,800
確保方策	実施場所：県内医療機関（群馬県医師会に委託） 助産所及び県外委託医療機関 実施体制：妊娠届出時に 1 人あたり 14 回分の受診票を交付し、健診受診時に医療機関に提出し健診を実施 検査項目：県内統一の妊婦健康診査の内容に準じる				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師・助産師・看護師・母子保健推進員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師、助産師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	543	504	441	418	500
確保方策	実施体制：母子保健推進員、保健師、看護師 実施機関：館林市 検査項目：館林市母子保健推進員協議会				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。

訪問では、子育てに関する情報提供並びに乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	490	480	470	460	450
確保方策	実施体制：母子保健推進員、保健師、看護師 実施機関：館林市 検査項目：館林市母子保健推進員協議会				

(5) — 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

【現状】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、家庭児童相談員や市の関係課の保健師等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	139	127	177	256	220
確保方策	実施体制：保健師、家庭児童相談員等 実施期間：館林市				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら適切な支援を行います。

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	220	220	220	220	220
確保方策	実施体制：保健師、家庭児童相談員等 実施期間：館林市				

(5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性向上及び地域ネットワーク構成機関間の連携強化を図ります。

【現状】

本市における要保護児童対策地域協議会では、定期的に代表者会議、実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別ケース検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を協議しています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の研修を実施しています。

【確保方策】

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな取り組みを検討します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状】

保護が必要となる事案が発生した場合は、近隣市町村の児童福祉施設等と連携し、対応しています。

(単位：人、か所)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	0	1	1	1	1
確保方策	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策】

引き続き、児童福祉施設等と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

(単位：人、か所)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1	1	2	2	2
確保方策	3	3	3	3	3
か所	2	2	2	2	2

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

【現状】

本市では、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	24	144	266	382	400
確保方策	90	90	266	382	400

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。まかせて会員の拡大と安定的な確保に努め、必要な事業量の確保を図ります。

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	365	352	345	329	317
確保方策	365	352	345	329	317

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育園等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

① 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【現状】

本市では、幼稚園及び認定こども園8か所において、預かり保育を実施しています。

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	11,783	11,506	11,553	13,094	13,000
確保方策	29,920	29,920	29,920	29,920	29,920
幼稚園	25,520	25,520	25,520	25,520	25,520
認定こども園	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400

【量の見込みと確保方策】

本事業については、ニーズ量を必要な事業量として見込んでいます。本市の幼稚園及び認定こども園8か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	15,615	14,848	13,718	12,991	12,480
確保方策	29,920	29,920	29,920	29,920	29,920
幼稚園	25,520	25,520	25,520	25,520	25,520
認定こども園	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400

② 保育園その他の場所での一時預かり

(ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

【現状】

本市では、保育園2か所において、一時預かり事業を実施しています。

また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	2,755	2,788	3,147	2,580	4,671
確保方策	4,890	5,318	5,426	5,406	5,440
一時預かり	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640
ファミリー・サポート・センター	250	678	786	766	800
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—

【量の見込みと確保方策】

市内の保育園2か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	3,398	3,246	3,083	2,962	2,868
確保方策	3,398	3,246	3,083	2,962	2,868
一時預かり	2,704	2,583	2,453	2,357	2,282
ファミリー・サポート・センター	694	663	630	605	586
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【現状】

本市では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

このうち、市内9か所では、保育標準時間である最大11時間を超えた受け入れを実施しています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	661	673	662	666	650
確保方策	661	673	662	666	650

【量の見込みと確保方策】

利用実績を踏まえ、算出されたニーズ量を上回る事業量を見込むこととし、保育園及び認定こども園の延長保育の実施により、事業量の確保に努めます。

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	603	576	548	526	509
確保方策	665	665	665	665	665

(10) 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。

【現状】

市内 1 か所で病（後）児保育を実施しています。

(単位：人日/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	386	333	336	284	2,627
確保方策	1,534	1,540	1,522	1,534	2,640
病児保育事業	1,434	1,440	1,422	1,434	2,540
ファミリー・サポート・センター※	100	100	100	100	100

※病児・緊急対応強化事業

【量の見込みと確保方策】

病（後）児保育については、1 か所の定員により、見込み量に対し提供量が確保できる見通しとなっています。

(単位：人日/年)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保方策	1,506	1,506	1,506	1,506	1,506
病児保育事業	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
ファミリー・サポート・センター	6	6	6	6	6

(11) 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

本市では、放課後児童クラブ16か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

また、障がいのある子どもへの対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めています。

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	711	740	818	855	925
1～3年生	576	576	635	640	
4～6年生	135	164	183	215	
確保方策	762	775	916	855	996
1～3年生	602	592	644	640	646
4～6年生	160	183	272	215	350

【量の見込みと確保方策】

既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

また、障がいのある子どもへの対応については、市の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	854	869	881	884	880
1年生	198	201	207	197	191
2年生	218	207	210	216	205
3年生	213	227	214	217	223
4年生	76	75	82	80	83
5年生	71	82	80	88	85
6年生	78	77	88	86	93
確保方策	854	869	881	884	880

② 放課後子ども教室事業

放課後子ども教室は、小学校全学年を対象として、放課後の安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。

計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 すべての子育て家庭を支える

(1) 地域における子育て支援の充実

近年、少子化や核家族化が進み周りに子どものいる家庭が少なくなり、地域では人と人とのつながりが希薄化する傾向にあります。子育て中の家庭では、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報が得られにくく、孤立感や育児不安を抱える場合があります。

特に在宅で子育てをしている人の孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、また、適切なアドバイスを受けられる場所や保護者同士が交流し、情報交換や気分転換ができる環境が必要になります。

また、子育て支援関連の事業やサービスの認知度がニーズ調査の結果では軒並み低い現状にあることから、事業やサービス、子育て支援施設・団体等の情報を一元化し、利用者に分かりやすい情報提供が必要です。

事業・担当課	事業の内容
子育て相談事業 【こども福祉課】	保育園の施設能力を活用し、育児等について相談（電話、面接）に応じ適切な助言、指導を行い、保護者の不安解消と、乳幼児の健全育成を図ります。
地域子育て支援センター事業（子育て支援拠点事業） 【こども福祉課】	子育て中の保護者間の交流、保育に関する情報提供などを地域と一体となり行うことにより、育児不安の払拭に努めます。
園庭開放事業 【こども福祉課】	保育園の園庭を地域に開放し、児童の遊び場として利用することにより、児童健全育成を図ります。
児童館運営事業 【こども福祉課】	0歳から18歳未満の児童に、よりよい環境の中で健全な遊びや文化的な活動を与えることで、健康の増進と情操を豊かにすることを目指します。 また、子どもの創造性を高めるとともに、遊びの場を広げて友だちづくりの促進を目的としています。 さらに、児童の居場所としての機能や虐待の発見及び対応にも取り組みます。
子育て支援モバイルサービス事業 【こども福祉課】	健康推進課の子育て支援モバイルサービス事業「ぼんちやんの予防接種☆子育てナビ」に、こども福祉課の子ども・子育て総合サイトをリンクし、支援情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行います。

(2) 子どもの未来をつなぐ支援

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本市において、平成 29 年 3 月に「子どもの生活実態調査」を実施し、子どもの学習面における支援や親子が安全・安心に過ごせる居場所の確保など取り組むべき方向性を見出しました。

今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

事業・担当課	事業の内容
子どもの居場所づくり 支援事業（子どもの総合 相談窓口事業） 【こども福祉課】	すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するため、既存の関係団体の取組を紹介し、意欲がある住民が主体的に子どもの居場所づくりに取り組めるように周知・啓発を図るとともに、市民と行政が共創して子育てを社会全体で支えあえるネットワークを構築します。
生活困窮者自立支援事業 （子どもの学習支援） 【社会福祉課】	生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図ります。

(3) ひとり親家庭に対する支援

近年、離婚の増加などによりひとり親家庭が増えており、子育てをする上で経済的に不安定な状態であったり、家庭生活においても多くの問題や不安を抱えている場合が見受けられます。ひとり親家庭については、就労などによる収入をもって経済的に自立した上で、子育てができることが子どもの成長にとって重要であります。また、不安や負担の軽減のための相談体制及び必要な情報を提供できる体制の確立が必要になります。

事業・担当課	事業の内容
母子家庭等自立支援事業 【こども福祉課】	母子・父子家庭の経済的自立を目指すため、ひとり親家庭の主体的な能力開発及び資格取得の取組みに対し、相談及び経済的支援をします。
児童扶養手当事業 【こども福祉課】	父母の離婚等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している父子、母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため支給します。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 【こども福祉課】	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていきます。市単独事業として、受講前の支援金と合格後のお祝金の制度があります。

(4) 経済的な支援

妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。

本市では、児童手当の支給を始め保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学に当たっての援助をするなど経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援をいかに効果的に実施できるかが課題です。

事業・担当課	事業の内容
児童手当支給事業 【こども福祉課】	次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するという趣旨のもとに、中学校修了までの児童を養育する父母等に支給します。
市第3子以降保育料無料化及び副食費免除事業 【こども福祉課】	同一世帯で18歳まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を3人以上監護する場合は、第3子以降の児童に係る保育料や副食費を無料・免除します。

(1) 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

少子化や晩婚化に伴う晩産化の傾向が高まる中において、全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全に、安心して行うためには、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、継続した母子の健康の確保を図るための環境の整備が必要となります。

妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させ、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援がより一層求められています。

本市では、子育て世代包括支援センターとしての機能を保健センターにもたせるとともに、産前産後サポーター派遣事業、産後ケア事業などの事業を実施し、妊娠期、出産前後、子育て期にわたって切れ目のない支援を行うための仕組みづくり、体制づくりに取り組んでいます。

事業・担当課	事業の内容
乳幼児健康診査 【健康推進課】	健康面・生活状況・家族環境等を確認し、疾病や障がいの早期発見・適切な治療や療養等の早期開始を図るとともに、育児不安解消等子育て支援、虐待予防を図ります。 4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児をそれぞれ対象とした集団健診を行います。
2歳児歯科健康診査 【健康推進課】	虫歯の予防・早期発見に努めるとともに、身体や精神面での発達の確認を行い、幼児の健康の保持・増進、虐待予防を図ります。歯科検診、歯みがき講習、フッ化物塗布、栄養の講話、保健・栄養相談を行います。
乳幼児訪問指導 【健康推進課】	母子の健康及び乳幼児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要な事項についての相談や異常の早期発見、治療等についての助言を行います。
妊産婦新生児訪問指導 【健康推進課】	妊娠中や産後の母子の状況把握と育児不安の解消を図るため、保健師、助産師、看護師が家庭を訪問し、必要な援助を行います。
母乳育児相談 【健康推進課】	産婦・乳児を対象に、母乳育児推進を図るとともに、哺乳量測定や母乳育児に関する相談を行います。
健康相談 【健康推進課】	地域に身近な公民館等において、子どもの発育・発達に関する相談や、育児に関する相談等を行います。

事業・担当課	事業の内容
乳幼児発達相談 【健康推進課】	乳幼児健診後経過観察の必要な児を対象に、言葉や運動等発達に関する相談を行います。
乳幼児健診事後相談 (おひさま広場) 【健康推進課】	乳幼児健診等において経過観察の必要な児を対象に、遊びを通じた相談、支援を行います。
ママパパ学級 【健康推進課】	妊婦とその夫及び家族を対象に、妊娠・出産・育児に対する知識の取得を目的とした講話や歯科検診、妊婦体操、沐浴実習等を行います。また、学級参加を通して妊婦同士の交流を深め、仲間づくりの場としての機能を強化します。
離乳食教室 【健康推進課】	5か月から1歳6か月未満の乳幼児と保護者を対象に、月齢に合わせた離乳食の調理・試食を行い、正しい離乳食の進め方を学ぶ機会を提供します。
幼児食教室 【健康推進課】	1歳6か月～3歳未満の幼児と保護者を対象に幼児食作りの実習と試食を行い、家族の食生活の改善を図ります。
乳幼児救急救命法講習会 【健康推進課】	市民を対象に乳幼児に対する正しい救急救命法を救急救命士より講話と実技を学び、習得する機会を提供します。
妊娠届出受理・母子健康手帳交付・妊婦健康診査受診票交付 【健康推進課】	妊娠届出受理、母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の交付、妊娠時アンケートを用いた問診、保健事業案内及び保健指導を行います。
妊婦健康診査 【健康推進課】	妊婦健康診査受診票を交付し、健診費用の一部を助成します。
産婦健康診査 【健康推進課】	産後うつや新生児への虐待予防を図るため、産後2週間での産婦健康診査費用の一部を助成します。
新生児聴覚検査 【健康推進課】	新生児期の聴覚障がいを早期に発見し適切な支援につなげるため、新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成します。
不妊治療費等助成 【健康推進課】	不妊治療等（一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療、不育症治療）に要する費用の一部を助成します。
母子保健推進員活動 【健康推進課】	母子保健推進員により、担当地区の母子に対して、健康診査の勧めや育児不安に対する相談等を行い市とのパイプ役として活動を行います。
未熟児養育医療給付 【健康推進課】	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする1歳未満の乳児に対して、入院治療にかかる医療費等の給付を行います。

事業・担当課	事業の内容
母子保健コーディネーター事業 【健康推進課】	<p>母子保健コーディネーターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦に必要な情報を提供 ・関係機関と調整し必要な支援につなぐ ・定期的なフォローの実施
産前・産後サポート事業 【健康推進課】	<p>妊産婦の孤立感の解消のため、保健師、助産師等による相談支援や、子育て支援情報の提供、子育て経験者やシニア世代等による話し相手や家事援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中、生後 28 日までの全戸訪問事業 ・産前産後サポーター派遣事業 ・祖父母教室の開催 ・子育て支援モバイルサービス事業 ・子育て応援冊子作成・配布 ・子育てサロン
産後ケア事業 【健康推進課】	<p>出産直後の産婦の健康面の悩みや育児不安などを解消するため、助産師による心身のケアや休養等支援を行います。</p>
予防接種事業 【健康推進課】	<p>伝染病の疾病の発生・蔓延を予防するため、「予防接種法」に基づき予防接種を行います。</p> <p>また、任意予防接種費用の一部を助成します。</p>

(2) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は大きな社会問題となっており、全国的にも虐待相談件数は増加傾向にあります。児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、保護者自身の日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下などが複雑に関与しています。

国では、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、市町村及び児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化等を盛り込み、児童福祉法等の一部を改正しました。

本市では、これまで家庭児童相談室が中心となり、児童相談所、保健センター、教育委員会などの行政機関や、民生委員・児童委員などの地域の協力によって、さまざまな相談に応じながら子どもへの虐待の予防、早期発見、早期対応に努めてきました。

引き続き、児童虐待により傷つく児童のないよう、行政のみならず地域社会全体で児童虐待防止に取り組みます。

事業・担当課	事業の内容
家庭児童相談事業 【こども福祉課】	18歳までの児童の性格、習慣、知能、言語、学校、生活、非行、及び家庭環境や児童虐待等について相談、指導を行います。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 【こども福祉課】	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関やネットワークを構成する関係機関等の専門性の向上と連携の強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、及び虐待を受けた子どもの支援を推進します。
婦人相談事業 【こども福祉課】	DV、離婚、面前DV等の相談を家庭児童相談と連携し、家庭健全化に向けて相談支援を行います。

(3) 障がい児やその保護者に対する支援

妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断は、障がいの原因となる疾病の早期発見や予防に大きな役割を果たします。このことから、妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れなど障がいの早期発見ができる体制づくりが重要になります。

また、発達の遅れなど障がいが発見された子ども及び保護者に対し、適切な療育が受けられるような支援体制の確立が必要です。

さらに、障がいの有無に関わらず、ともに身近な地域で安心して成長できるよう、保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブなどの障がい児の受け入れ推進が重要になります。

なお、児童発達支援や放課後等デイサービスなど福祉サービスの提供が必要です。

事業・担当課	事業の内容
障がい児保育事業 【こども福祉課】	障がい児保育事業を円滑に実施することにより、障がい児保育を促進し児童福祉の向上を図ります。
児童福祉施設入(通)所児負担金補助事業 【こども福祉課】	児童福祉施設入(通)所児にかかわる負担金の軽減を図るため保護者に対して補助金を交付します。
障がい児給付費 【社会福祉課】	障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び生活能力向上のための訓練や集団生活への適応訓練を行います。
発達障がい者支援事業 【社会福祉課】	発達障がい者が安心して地域で生活していくことができるように、発達障がい者の乳幼児期からの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備し、社会全体で発達障がい者を支える仕組みを確立します。
障がい者総合支援センター運営事業 【社会福祉課】	障がいのあるかたの自立した日常生活と社会参加を支援するための施設運営を行います。 ・在宅重度心身障がい者等デイサービス事業 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業 ・相談支援事業

(1) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

女性の社会進出が進み、共働きの家庭が増えているなかで、結婚や出産によって退職を余儀なくされたり、再就職が困難となる状況を考慮して、結婚や出産を控える事態が予測されます。

また、平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進しています。

今後より一層仕事と子育ての両立支援に対する声も大きくなりつつあるため、経営者のワーク・ライフ・バランスへの認識を高めながら、子育て家庭が制度を活用しやすい職場環境づくりの支援が必要です。

事業・担当課	事業の内容
就労に関する情報提供 【産業政策課】	公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとし、労働関係の国、県等の情報を、市広報紙やホームページに掲載し、広く一般市民に情報を提供します。
女性に対する就労支援 【産業政策課】	子どもの妊娠・出産を機に離職した女性の復職を支援します。
ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発・情報提供 【市民協働課】	男女が共に協力して仕事や家庭、地域で活躍する男女共同参画社会に向けた啓発や情報提供を行います。

(2) 子どもの安全のための支援

子どもたちの交通安全を確保するため、交通安全教育を徹底し、子どもたちに交通安全意識の普及を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、警察、学校、自治会など関係団体と連携し、交通事故防止に向けた取組を推進することが必要であります。

また、子どもを犯罪から守るためには、普段から防犯意識を強く持ち、地域の防犯活動に取り組み、安全で安心なまちづくりを推進することが必要になります。犯罪などに関する情報提供や学校周辺の犯罪の温床となりやすい場所の確認、登下校時のパトロールへの参加など地域の住民たちが協力して防犯に取り組むことが重要になります。

事業・担当課	事業の内容
交通安全教室 【安全安心課】	保育園、幼稚園、小学校、中学校、公民館等での交通安全教室を推進します。
通学路等の安全確保 【学校教育課】	通学路等の安全を点検調査します
自主防犯活動の推進 【安全安心課】	66 行政区と連携して、自主防犯パトロール活動を推進します。
ながら見守りボランティア 【学校教育課】	散歩、通勤、作業をしながらなど、日常生活の中で防犯の視点を持ちながら、子どもたちの安全を見守る活動を実施します。